

東海第二発電所の稼働に係る6市村への質問及び要請書への回答について

**【質問1】「新規制基準に伴う延長運転」についての確認**

・原電は、「原子炉に核燃料を装荷して核分裂反応を起こす最終段階の検査前に、周辺6市村への再稼働への同意が得られていなければ燃料装荷はできない」ということになるが、首長懇談会と日本原電の間の確認事項はそれでよろしいか。

**【回答】**

令和2年4月に日本原電が使用前検査について国へ申請するに当たり、日本原電に対して申入れを行い、文書において、「使用前検査の申請及びその受検対応」が発電所の再稼働に直結するものではないことを確認しておりますので、首長懇談会構成6市村との議論なしに、なし崩し的に進めることは認められないものと認識しております。

つきましては、首長懇談会構成6市村において、5号検査に係る協議を行う必要があると認識しております。

**【質問2】新安全協定第2条「事前説明」の日程について**

・使用前検査の進捗状況（どこまで進んでいるのか）について首長懇談会は日本原電から報告を受けているのか。  
・「使用前検査における燃料装荷前に稼働の正式意思表明を行って事前説明をしたい」等の事前の打診はあったのか。

**【回答】**

○使用前検査の進捗状況については、担当課に対し検査の予定及び実績などについて情報提供を受けております。

○現時点では、上記のような打診はありません。

**【要請1】**

・早急に、首長懇談会を開いていただき、「稼働及び延長運転」における使用前検査「燃料装荷」に対する共通認識を再確認し、原電と協議を行ってください。

**【要請2】**

・6市村首長におかれましては、使用前検査における「燃料装荷」がなし崩しにすすむようなことがないように、慎重に事前手続を踏まれますよう要請します。

**【回答】**

引き続き「原子力所在地域首長懇談会」の構成自治体と連携を図りながら、新安全協定に基づき、適正な対応を図ってまいります。

**【要請3】**

避難計画の策定期限及びその実効性の判断は、あくまでも市町村の判断に委ねられており、国の希望するペースでもなく、まして日本原電の燃料装荷の日程で決まるわけではありませんので、これまで首長懇談会側から言われていたように「原電ペースで進むわけではない」ことを再確認の上、対応して頂くよう要請します。

**【回答】**

東海第二原発の再稼働につきましては、市民の安全・生活を最優先に極めて慎重に判断すべき問題であり、実効性のある避難計画を含め、市民の安全が確保されない限り再稼働はできないものと認識しております。

本市としては、スケジュールありきではなく、引き続き、実効性のある広域避難計画の策定に向け、国、県、関係市町村と連携し取り組んでまいります。

**【要請4】**

避難計画の策定・実効性検証は、十分に住民の暮らしや地域の声、意見を聞いて、納得できるような計画にして頂きたいと要請します。

**【回答】**

「市民の皆様が計画を理解したうえで適正な避難行動を取れる」、そういった形のものでないと実効性がある計画とは言えないと認識しております。

本市としましては「広域避難計画の基本方針」についてしっかりと市民の皆様へ情報提供をし、多くの方に理解していただくために、住民説明会を開催していきたいと考えております。